

「社会保険労務士」による 無料相談会開催!

10月は
「社会保険労務士制度」
推進月間です!

事業主に代わって労働・社会保険等の手続きができるのは社会保険労務士だけです。

社会保険労務士は、社会保険労務士法に基づいて厚生労働大臣に認められた国家資格で、労働社会保険関係・および人事・労務管理の専門家です。

日時

平成26年

10/26日

AM 11:00 ▶ PM 5:00

無料相談
実施場所

イオン松山店
1階南(環状線側)入り口

フジグラン松山
2階北駐車場連絡通路前 特設コーナー

イオンモール新居浜
2階TSURUYA前

フジグラン今治
1階シーズルーエレベーター前

オズメッセ21
1階Aコープ入り口

相談内容

- 公的年金
- 健康保険(傷病手当金、出産手当金、高額療養費等)
- 労働保険(雇用保険、労災保険、各種給付)
- 労働条件(賃金、退職金、労働時間、休日、年次有給休暇)
- 解雇、退職、セクハラ、パワハラ等
- 労使関係(個別労働紛争)
- 各種助成金

無料で相談に
応じます。
お気軽に
ご相談ください。



街角の年金相談センター松山(オフィス)

年金のさまざまな疑問にお答えします!
年金請求書も受け付けします! **無料**

◎松山市花園町1-3 日本生命松山市駅前ビル5階
◎相談受付時間/平日AM8:30~PM5:15(土・日・祝除く)

予約専用電話 ☎089-931-6120

※電話でのご相談は
受け付けていません。

総合労働相談所 **電話相談 来所相談**

専用電話 ☎089-907-4868 **無料**

◎毎週 月曜日~金曜日 ※祝日、12/29~1/3は除く

◎時間/PM4:00~PM7:00 ※ただし、午後5時以降は電話相談のみです。

愛媛県社会保険労務士会館 1階相談室

社労士会労働紛争解決センター愛媛

センターは法務大臣の認証と厚生労働大臣の指定を受けて、愛媛県社会保険労務士会が運営する、紛争解決をサポートする機関です。

■簡易で公正・中立、迅速な解決を図ります。 ■平成28年 3月31日までは **無料**

愛媛県社会保険労務士会館 ☎089-907-4864



愛媛県社労士会シンポジウム(経営者対象)

聞いて得する労働問題対応策
労使トラブルの予防・発生から解決まで

~発生前に・発生してしまったら、これだけはやっておきたい!~

◎日時/平成26年10月21日(火) PM2:00~PM4:00

◎場所/東京第一ホテル松山 2階

◎参加希望者は ☎089-907-4864 まで

無料



愛媛県社会保険労務士会 ☎089-907-4864

〒790-0813 松山市萱町4丁目6番地3
FAX 089-923-1133
http://www.ehime-sr.or.jp/